

郡山市私立幼稚園運営費補助金交付要綱

昭和 57 年 9 月 1 日制定

平成元年 10 月 1 日一部改正

平成 10 年 6 月 26 日一部改正

平成 15 年 7 月 15 日一部改正

平成 17 年 4 月 1 日一部改正

平成 22 年 4 月 1 日一部改正

平成 27 年 6 月 2 日一部改正

平成 29 年 3 月 23 日一部改正

平成 29 年 3 月 31 日一部改正

令和 4 年 3 月 31 日一部改正

令和 7 年 3 月 31 日一部改正

[こども部保育課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園及び私立幼稚園に対し補助金を交付する団体に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象、補助額等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体は、私立幼稚園を設置する学校法人又は私立幼稚園に対し間接補助金を交付する団体で市長が認めるものとする。ただし、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により市町村長が特定教育・保育施設の区分に応じて確認を行った幼稚園を除く。

2 補助の対象となる経費は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までに係る私立幼稚園の運営に要する経費とする。

3 補助金の額は、予算の範囲内において定める園割額、園児割額、預かり保育加算額、積雪寒冷地加算額及び障がい児加算の合計額とする。

4 補助金の額の算定の基礎となる園児数は、毎年 5 月 1 日における園児の現員によるものとする。ただし、現員が定員を上回る場合は、定員によるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、預かり保育加算額に係る補助金の額の算定の基礎となる園児数は、補助金の交付を受けようとする年度の 4 月 1 日から 4 月末日までの預かり保育園児の合計人数を預かり保育を実施した日数で除して得た数（1 人未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）とする。

6 障がい児加算の対象となる障がい児とは、毎年 5 月 1 日時点で本市で施設等利用給付認定を受けている児童であり、次のいずれかに該当する児童をいう。

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている児童

イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている児童

ウ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）第 5 の規定により療育手帳

の交付を受けている児童

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 1 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童

オ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 7 第 9 項に規定する通所受給者証の交付を受けている児童

カ 医師による診断書又は巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見書等により障害の事実が把握可能な児童

（交付の申請）

第 3 条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則第 4 条の規定により申請するものとする。

この場合において、同条第 1 号に規定する補助事業等事業計画書は別記様式 1 とし、同条第 2 号に規定する補助事業等に係る収支予算書は別記様式 2 とし、同条第 3 号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 定員数及び園児一覧表（別記様式 3）
- (2) 預かり保育対象園児数報告書（別記様式 4）
- (3) 障がい児童数報告書（別記様式 5）
- (4) 補助金等口座振込報告書（別記様式 6）
- (5) 団体の収支予算書等

2 前項に規定する申請は、補助金の交付を受けようとする年度の 5 月 1 日から 5 月末日までに行わなければならない。

（交付の条件）

第 4 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の 10 分の 2 に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

2 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（補助金の交付）

第 5 条 市長は、補助金を年 2 回に分けて交付するものとし、その時期については、別に定める。

（実績報告）

第 6 条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第 14 条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定する補助事業等に係る収支決算書は別記様式 7 とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等事業報告書（別記様式 8）
- (2) 団体の収支計算書等
- (3) 団体の補正予算書等（団体の予算額が申請時と異なる場合のみ）

（額の確定）

第 7 条 前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交

付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第 15 条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 6 月 26 日から施行し、改正後の郡山市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の規定は、平成 10 年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 15 日から施行し、改正後の郡山市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の規定は、平成 15 年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、改正後の郡山市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の規定は、平成 17 年度以降分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の郡山市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の規定は、平成 22 年度以降分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 2 日から施行し、改正後の郡山市私立幼稚園運営費補助金交付要綱の規定は、平成 27 年度以降分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式1

年度 補助事業等事業計画書

事業名	事業内容	備考

様式2

年 度 補 助 事 業 等 に 係 る 収 支 予 算 書

1 収 入

(単位:円)

項 目	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)－(B)	備 考
学生生徒等納付金収入				
手 数 料 収 入				
寄 付 金 収 入				
補助金収入(県)				
補助金収入(市)				
資 産 売 却 収 入				
付随事業・収益事業収入				
雑 収 入				
借 入 金 収 入				
前 受 金 収 入				
そ の 他 の 収 入				
資金収入調整勘定				
前年度繰越支払資金				
収 入 合 計				

2 支 出

項 目	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	増減(A)－(B)	備 考
人 件 費 支 出				
経 費 支 出				
借入金等利息支出				
借入金等返済支出				
施 設 関 係 支 出				
設 備 関 係 支 出				
資 産 運 用 支 出				
そ の 他 の 支 出				
資金支出調整勘定				
翌年度繰越支払資金				
支 出 合 計				

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

定員数及び園児数一覧表

年 月 日

所 在 地

団 体 名

代 表 者 職 氏 名

下記のとおり報告します。

※当該年5月1日現在のもので、学校基本調査の数値と必ず一致していること。

(1) 定員数及び園児数

幼 稚 園 名		3歳児	4歳児	5歳児	計
	定 員				
	園 児 数				
	学 級 数				

	定 員				
	園 児 数				
	学 級 数				

※2園を運営している場合に記入。

(参 考)

○教職員数

(幼稚園)

教員数(本務者:休職者等を含む)										職員数(本務者のみ)				
園 長	副園長 (教頭)	教 諭	助 教 諭	養 護 教 諭	養 護 助 教 諭	栄 養 教 諭	講 師	計	教育補助員	事務職員	養護職員 (看護師 等)	警備員 その他	用務員	計

(幼稚園)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※2園を運営している場合に記入。

○入園料・保育料体系

入園料	
保育料	

年4月分 預かり保育対象園児数報告書

(幼稚園)

	年4月分	
保育日数 (平日に預かり保育を実施した日数)		…(A)
対象園児延べ数		…(B)

年4月分での1日平均対象園児数

年4月分
対象園児延べ数(B)

年4月分
保育日数(A)

÷ =

(※小数点以下切り上げ)

(幼稚園) ※2園を運営している場合に記入

	年4月分	
保育日数 (平日に預かり保育を実施した日数)		…(A)
対象園児延べ数		…(B)

年4月分での1日平均対象園児数

年4月分
対象園児延べ数(B)

年4月分
保育日数(A)

÷ =

(※小数点以下切り上げ)

上記のとおり報告します。

年 月 日

所 在 地

団 体 名

代 表 者 職 氏 名

年5月1日時点 障がい児童数報告書

(幼稚園)

年5月1日時点 障がい児童

☐ …該当者あり ⇒

年5月1日時点 障がい児童数	
-------------------	--

☐ …該当者なし

上記に報告した児童に関して、下記に掲げる資料のうちいずれかの書類を添付する
記

- ・特別児童扶養手当証書の写し
- ・身体障がい者手帳の写し
- ・療育手帳の写し
- ・精神障がい者保健福祉手帳の写し
- ・通所受給者証の写し
- ・医師の診断書または、巡回支援専門員等障がいに関する専門的知見を有する者による意見書等により障がいの事実が把握可能な書類

※当該年5月1日時点に郡山市で施設等利用給付認定を受けている児童が対象
(当該年5月1日時点で未入園の児童(2歳児)や郡山市外で認定を受けている児童は対象外)

上記のとおり報告します。

年 月 日

所 在 地

団 体 名

代 表 者 職 氏 名

年 月 日

郡 山 市 長

所 在 地

団 体 名

代 表 者 職 氏 名

補 助 金 等 口 座 振 込 報 告 書

補助金を下記口座に振り込んでください。

(取引金融機関)

(フリガナ)								
口座名義人								
金融機関名		銀行・金庫 組合・農協					本店・支店 出張所	
口座番号	種 類		口 座 番 号					
	1 普 通 (総 合) 2 当 座							

※前年度申請口座からの (変更あり ・ 変更なし)

年度 補助事業等に係る収支決算書

1 収入

(単位:円)

項 目	本年度予算額(A)	本年度決算額(B)	差異(B)－(A)	備 考
学生生徒等納付金収入				
手数料収入				
寄付金収入				
補助金収入(県)				
補助金収入(市)				
資産売却収入				
付随事業・収益事業収入				
受取利息・配当金収入				
雑 収 入				
借入金収入				
前受金収入				
その他の収入				
資金収入調整勘定				
前年度繰越支払資金				
収入合計				

2 支出

項 目	本年度予算額(A)	本年度決算額(B)	差異(B)－(A)	備 考
人件費支出				
経費支出				
借入金等利息支出				
借入金等返済支出				
施設関係支出				
設備関係支出				
資産運用支出				
その他の支出				
資金支出調整勘定				
翌年度繰越支払資金				
支出合計				

所在地

団体名

代表者職氏名

補 助 事 業 等 事 業 報 告 書

事 業 名	事 業 内 容	備 考